

労働者派遣法に基づくマージン率等の公開

平成24年10月1日労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎年業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

《8期の労働者派遣の実績及びマージン率》

拠点名所	本社
拠点の所在地	東京都千代田区内神田3-18-2アドミラル神田ビル5階

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

%表示時の小数点2位以下を四捨五入する)

(対象: 令和1年度(令和1年8月～令和2年7月))

派遣労働者の数 (8期)	派遣先 事業者数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)
25	7	31,382円	17,7933円	42.86%

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料 労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営費用	健康診断費用	一般検診及び人間ドック他、生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費 (求人誌及びインターネット等)面接会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (入社手続・教育訓練・事務管理費・事務スタッフの人件費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費 法廷手続費用・事務所費・通信費、光熱費等
福利厚生費用	社員旅行費・毎月の親睦会・退職金積立金	
営業利益(損益)	労働者派遣料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、 会社運営費経費を引いた利益(損益)	

教育訓練に関する費用

教育訓練の実施	情報セキュリティ教育、各種ビジネススキル研修、資格取得バックアップ
---------	-----------------------------------

その他参考と認められる事項

福利厚生	関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生制度を利用できます。
------	---------------------------------